

法令追補

* 本書掲載の法令は、所得税法等の一部を改正する法律（令和六・三・三〇法八）により改正された。以下では、改正法律案要綱に基づき改正の概略を示した。

以下の文中、「改正法」は、「所得税法等の一部を改正する法律」を示す。この改正は、別段の定め（一）内に注記を加えた）があるものを除き、令和六年四月一日から施行される。

また、「一」において使用した略記は、それぞれ次の意味を表す。

国会二二三開法〇：第二二三回国会内閣提出法律案第〇号

政令〇年内（〇月内）公布の日から起算して〇年（〇月）を超えない範囲内において政令で定める日

● 国税通則法の一部改正

（改正法第一条）

1 過少申告加算税又は無申告加算税に代えて課される重加算税の適用対象に、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき更正請求書を提出していた場合を加えることとする。（国税通則法第六八条改正（令和七・一・一施行））

● 国税徴収法の一部改正

（改正法第二条）

1 偽りその他不正の行為により国税を免れ、又は国税の還付を受けた株式会社、合資会社又は合同会社がその国税（その附帯税を含む。1において同じ。）を納付していない場合において、滞納処分を執行してもなお徴収不足であると認められるときは、その偽りその他不正の行為をしたその株式会社の役員又はその合資会社若しくは合同会社の業務を執行する有限責任社員（その役員又は有限責任社員を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合にその株式会社、合資会社又は合同会社が被支配会社に該当する場合におけるその役員又は有限責任社員に限る。以下「特定役員等」という。）は、その偽りその他不正の行為により免れ、若しくは還付を受けた国税の額又はその株式会社、合資会社若しくは合同会社の財産のうち、その特定役員等が移転を受けたもの及びその特定役員等が移転したもの（その取引の内容その他の事情を勘案して、当該取引の相手方との間で通常の取引の条件に従って行われたと認められる一定の取引として移転をしたものを除く。）の価額のいづれか低い額を限度として、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負うこととする。（国税徴収法第四〇条改正（令和七・一・一施行））

2 換価代金等の交付について、次の措置を講ずることとする。（国税徴収法第一三三条改正（民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令

和五法五三）附則第三号施行日（令和八・五・二四）まで）（施行）

- (1) 換価代金等の供託がされた場合における当該供託に係る債権者は、その供託の事由が消滅したときは、直ちに、その旨を税務署長に届け出なければならぬこととする。
 - (2) 税務署長は、換価代金等の供託がされた場合に於いて、その供託がされた日等から(1)の届出がされることなく二年を経過したときは、当該供託に係る債権者に対し、その供託に係る供託の事由が消滅しているときは(1)の届出をし、又はその供託に係る供託の事由が消滅していないときはその旨の届出をすべき旨を催告しなければならないこととする。
 - (3) (2)の催告を受けた供託に係る債権者が、催告を受けた日から一四日以内にその届出をしないときは、税務署長は、当該供託に係る債権者を除外して供託金について換価代金等の配当を実施する旨の決定をすることができることとする。
 - (4) (3)の決定は、供託に係る債権者がある旨の告知を受けた日から七日を経過した日にその効力を生ずることとする。
- 保全差押金額を限度とした差押え又はその保全差押金額について提供されている担保に係る国税について、その納付すべき額の確定がない場合におけるその差押え又は担保を解除しなればならない期限を、その保全差押金額を以て通知した日から一年（現行「六月」）を経過した日までとすることとする。（国税徴収法第一五九条改正（令和七・一・一施行））

●所得税法の一部改正（改正法第一条）

- 1 非課税所得となる相続、遺贈又は個人からの贈与により取得するものから、公益信託に関する法律に規定する公益信託（以下「新公益信託」という。）から給付を受けた財産に該当するものを除外することとする。（所得税法第九条改正（公益信託に関する法律（国会二二三閣法四五）施行日（政令二年内）施行））
- 2 新公益信託の信託財産につき生ずる所得（貸付信託の受益権の収益の分配に係るものにあつては、当該受益権が当該新公益信託の信託財産に引き続き属していた期間に対応する部分の額として一定の計算をした金額に相当する部分に限る。）については、所得税を課さないこととする。（所得税法第一条改正（公益信託に関する法律（国会二二三閣法四五）施行日（政令二年内）施行））
- 3 新公益信託の受託者である個人に対する贈与又は遺贈（その信託財産とするためのものに限る。）により、居住者の有する譲渡所得の基となる資産等の移転があつた場合には、当該居住者に対しその贈与又は遺贈によるみなし譲渡課税を適用することとする。（所得税法第五九条改正（公益信託に関する法律（国会二二三閣法四五）施行日（政令二年内）施行））
- 4 新公益信託の委託者（居住者に限る。）がその有する資産を信託した場合には、当該資産を信託した時において、当該委託者から当該新公益信託の受託者に対して贈与又は遺贈により当該資産の移転が行われたものとして、当該委託者に対しその贈与又は遺贈によるみなし譲渡課税を適用することとする。（所得税法第六七条改正（公益信託に関する法律（国会二二三閣法四五）施行日（政令二年内）施行））

税を適用することとする。（所得税法第六七条の三改正（公益信託に関する法律（国会二二三閣法四五）施行日（政令二年内）施行））

- 5 新公益信託の信託財産とするために支出した当該新公益信託に係る信託事務に関連する寄附金について、寄附金控除の対象とすることとする。（所得税法第七八条改正（公益信託に関する法律（国会二二三閣法四五）施行日（政令二年内）施行））
- 6 源泉徴収制度及び支払調書の対象となる報酬又は料金等の範囲に、社会保険診療報酬支払基金から支払われる流行初期医療の確保に要する費用を加えることとする。（所得税法第二〇四条改正（公益信託に関する法律（国会二二三閣法四五）施行日（政令二年内）施行））

●法人税法の一部改正（改正法第二条・第二条）

- 1 適格現物出資の行ふこととする現物出資について、次の見直しを行うこととする。（法人税法第二条改正（令和六・一〇・一施行））
 - (1) 対象となる現物出資から、外国法人に内国法人の無形資産等の移転を行うもの（その無形資産等の全部がその外国法人の恒久的施設を通じて行ふ事業に係る資産となる一定のものを除く。）を除外する。
 - (2) 対象となる現物出資に該当するかどうかを判定する際の現物出資により移転する資産又は負債の内外国判定は、内国法人の本店等若しくは外国法人の恒久的施設を通じて行ふ事業に係る資産若しくは負債又は内国法人の国外事業所等若しくは外国法人の本店等を通じて

行ふ事業に係る資産若しくは負債のいずれに該当するかによることとする。

- 2 公益信託について、次の整備を行うこととする。
 - (1) 公益信託に関する法律に規定する公益信託（以下「新公益信託」という。）に対する取扱いを次のとおりとするほか、所要の措置を講ずる。（法人税法第二条・第一条改正（公益信託に関する法律（国会二二三閣法四五）施行日（政令二年内）施行））
 - ① 受益者がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされ、かつ、その信託財産に帰せられる収益及び費用が受益者の収益及び費用とみなされる信託に該当しないこととする。
 - ② その信託財産に属する資産及び負債並びにその信託財産に帰せられる収益及び費用は受託者である法人の各事業年度の所得の金額の計算上その法人の資産及び負債並びに収益及び費用でないものとみなすこととする。
 - (2) 新公益信託の信託財産とするために支出したその新公益信託に係る信託事務に関連する寄附金については、一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、一定の損金算入限度額に相当する金額の範囲内で損金算入ができることとする。（法人税法第三七条改正（公益信託に関する法律（国会二二三閣法四五）施行日（政令二年内）施行））
- 3 暗号資産の譲渡損益及び時価評価損益について、法人が事業年度終了の時において有する市場暗号資産に該当する暗号資産のうち譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資

産であつてその条件が付されていることにつき適切に公表されるための手続が行われている一定のもの(以下「特定譲渡制限付暗号資産」という。)のその時における評価額は、時価法又は原価法のうちその法人が選定した方法(その法人が発行し、かつ、その発行の時から継続して有する特定譲渡制限付暗号資産にあつては、原価法)により評価した金額とする。(法人税法第六十一条改正)

4 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税について、次の見直しを行うこととする。

(1) 法人税法第八二条・第八二条の二改正
最終親会社等の範囲から政府関係会社等のうち同等の資産を運用することを主たる目的とする一定のものを除外した上、会社等が最終親会社に該当するかどうかの判定については、その一定の政府関係会社等が直接又は間接に有する支配持分はないものとみなす。

(2) 無国籍構成会社等が自国内最低課税額に係る税を課されている場合には、無国籍構成会社等に係るグループ国際最低課税額の計算においてその自国内最低課税額に係る税の額を控除する。

(3) 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等が我が国以外の国又は地域の租税に関する法令において自国内最低課税額に係る税を課することとされている場合において、各対象会計年度のその自国内最低課税額に係る税が一定の要件を満たすときは、その対象会計年度のその構成会社等の所在地に係るグループ国際最低課税額(その構成会社等が無国籍構成会社等である場合にあつては、その構成会社等に係るグループ国際最低課税額)

は、零とすることができる。

(4) 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等(その構成会社等の所在地を所在地とする構成会社等)のうち連結除外構成会社等(企業集団の計算書類において連結の範囲から除かれる一定の構成会社等という。)が含まれるものに限り、各対象会計年度において一定の要件を満たす場合には、その対象会計年度のその所在地に係る当期国際最低課税額は、零とすることができる。

5 経過措置(所得税法等の一部を改正する法律(令和五法三) 附則第一四条・第一六条)の改正

(1) 各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税における令和六年四月一日から令和八年(令和一〇年)六月三〇日までに終了するものに限る。)に係る適用免除基準について、個別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合においても適用できることとする。

(2) 特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等、最終親会社等届出事項又はこれらを代表して提供する法人等に関する事項の提供の期限が令和八年六月三〇日以前である場合には、これらの提供の期限は、同日とする。

●相続税法の一部改正(改正法第三条)

1 公益信託について、次の整備を行うこととする

る。(相続税法第二条・第二条の三改正(公益信託に関する法律(国会二二三閣法四五) 施行日(政令二年内) 施行))

(1) 公益信託に関する法律に規定する公益信託(以下「新公益信託」という。)の受託者が遺贈により取得した財産(その信託財産として取得したものに限る。)の価額は、相続税の課税価格に算入しない。

(2) 新公益信託から給付を受けた財産及び新公益信託の受託者が贈与により取得した財産(その信託財産として取得したものに限る。)の価額は、贈与税の課税価格に算入しない。調査の電子情報処理組織を使用する方法等による提出義務制度について、当該制度の対象となるかどうかの判定基準となるその年の前々年に提出すべきであった調査の枚数を三〇以上(現行一〇〇以上)に引き下げることとする。(相続税法第五九条改正(令和九・一・一施行))

●消費税法の一部改正

(改正法第五条・第二条)

1 特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、給与等の一定の金額の合計額をもって課税売上高とすることができ措置の対象から課税事業者を除外することとする。(消費税法第九条の二改正(令和六・一〇・一施行))

2 事業者が、金地金等の仕入れ等を行った場合において、その課税期間中の当該金地金等の仕入れ等の金額の合計額が高額である一定の場合に該当するときは、当該課税期間の翌課税期間から当該課税期間の初日以後三年を経過する日

の属する課税期間までの各課税期間においては、事業者免税点制度及び簡易課税制度を適用できないこととする。(消費税法第三十七条改正)

3 公益信託について、次の整備を行うこととする。(消費税法第一四条・第六〇条改正)(公益信託に関する法律(国会二二三閣法四五)施行日(政令二年内)施行)

(1) 公益信託に関する法律に規定する公益信託(以下「新公益信託」という。)の受託者について、信託資産等及び固有資産等ごとに、受託者をそれぞれ別の者とみなして消費税法の規定を適用する。

(2) 新公益信託に係る受託事業者は、特定収入がある場合の仕入控除税額の調整措置の対象とする。

4 消費税のプラットフォーム課税制度を次のとおり創設することとする。(消費税法第一五条の二新設)

(1) 国外事業者が国内において行う電気通信利用役務の提供(事業者向け電気通信利用役務)の提供に該当するものを除く。以下同じ)がデジタルプラットフォームを介して行われるものであって、その対価について(2)の指定を受けたプラットフォーム事業者(以下「特定プラットフォーム事業者」という。)を介して取受するものである場合には、特定プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行ったものとみなす。

(2) 国税庁長官は、プラットフォーム事業者のその課税期間において、その提供するデジタルプラットフォームを介して国外事業者が国内において行う電気通信利用役務の提供に係る対価の額のうち、当該プラットフォーム事

業者を介して取受するものの合計額が五〇億円を超える場合には、当該プラットフォーム事業者を特定プラットフォーム事業者として指定するものとする。

(3) (2)の指定を受けるべき者は、その課税期間に係る確定申告書の提出期限までに、一定の事項を記載した届出書をその納税地を所轄する税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

(4) 国税庁長官は、特定プラットフォーム事業者を指定したときは、当該特定プラットフォーム事業者に対してその旨を通知するとともに、当該特定プラットフォーム事業者に係るデジタルプラットフォームの名称等について速やかに公表しなければならないこととし、当該通知を受けた特定プラットフォーム事業者は、(1)の適用対象となる国外事業者に対して、(1)が適用されることとなる旨及びその年月日を通知するものとする。

(5) 特定プラットフォーム事業者は、確定申告書に(1)の対象となる金額等を記載した明細書を添付しなければならない。

5 事業者が行った課税仕入れに係る資産が外国人旅行者向け消費税免税制度(輸出品販売場制度)により消費税が免除された物品に係るものである場合(当該事業者が、当該消費税が免除されたものであることを知っていた場合に限り)には、仕入税額控除制度を適用できないこととする。(消費税法第三〇条改正)

6 その課税期間の初日において恒久的施設を有しない国外事業者については、簡易課税制度を適用できないこととする。(消費税法第三七条改正)(令和六・一〇・一施行)

7 経過措置(所得税法等の一部を改正する法律(平成二八法一五)附則第五一条の二・第五二条・第五三条)の改正(令和六・一〇・一施行)

(1) その課税期間の初日において恒久的施設を有しない国外事業者については、適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用できないこととする。

(2) 適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置について、その対象から個人事業者にあつてはその年、法人にあつてはその事業年度において一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が一〇億円を超える場合における当該超える部分の課税仕入れを除外することとする。

● 租税特別措置法の一部改正

(改正法第一二三条)

1 個人所得課税

(1) 特定の取締役等が受ける新株予約権の行使による株式の取得に係る経済的利益の非課税等の特例について、次の措置を講ずることとする。(租税特別措置法第一九条の二改正)

① その年における特定新株予約権の行使に係る権利行使価額について、次のとおりとする。

イ 付与決議の日においてその設立の日以後の期間が五年未満の株式会社が付与した特定新株予約権については、当該権利行使価額を二で除して計算した金額とする。

ロ 付与決議の日においてその設立の日以後の期間が五年以上二〇年未満であることその他の一定の要件を満たす株式会社が付与した特定新株予約権については、当該権利行使価額を三で除して計算した金額とする。

(2) 公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税措置について、次の措置を講ずることとする。(租税特別措置法第四〇条改正(公益信託に関する法律(国会一三

開法四五)施行日(政令二年内)施行)

① 適用対象となる公益法人等の範囲に、公益信託に関する法律に規定する公益信託の受託者(非居住者又は外国法人に該当するものを除く。)を加える。

(3) 令和六年分における特別税額控除制度を次のとおり創設することとする。(租税特別措置法第二章第五節の二(新設)第一条の三の三(第四十一条の三の一)新設(令和六・六一施行))

① 令和六年分における所得税額の特別控除イ 居住者の令和六年分の所得税については、その者のその年分の所得税の額から、令和六年分特別税額控除額を控除する。ただし、その者のその年分の所得税に係るその年の合計所得金額が一八〇五万円を超える場合については、この限りでない。

ロ イの令和六年分特別税額控除額は、次の合計額とする。

- (イ) 三万円
- (ロ) 居住者の一定の同一生計配偶者又は扶養親族一人につき 三万円

② 令和六年分の所得税に係る予定納税に係る特別控除の額の控除等

イ 居住者の令和六年分の所得税に係る第一期納付分の予定納税額は、当該第一期予定納税特別控除税額の控除をした金額に相当する金額とすることとする。

ロ イの予定納税特別控除額は、三万円とする。

ハ 一定の居住者の令和六年分の所得税につき予定納税額の減額の承認の申請により予定納税額から減額の承認に係る予定納税特別控除額の控除を受けることができること等とする。

③ 二 ハの減額の承認に係る予定納税特別控除額は、①ロの令和六年分特別税額控除額の見積額とする。
イ 令和六年六月一日において給与等の支払者から主たる給与等の支払を受ける者である居住者の同日以後最初に当該支払者から支払を受ける同年中の主たる給与等(年末調整の対象となるものを除く)に係る源泉徴収税額は、当該源泉徴収税額に相当する金額から給与特別控除額の控除(当該源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。)をした金額に相当する金額とする。

ロ 給与特別控除額のうちイの控除をしなくてもなお控除しきれない部分の金額があるときは、当該控除しきれない部分の金額を、当該居住者がイの最初に主たる給与

等の支払を受けた日後に当該支払者から支払を受ける令和六年中の主たる給与等(年末調整の対象となるものを除く)に係る源泉徴収税額に相当する金額から

順次控除(それぞれ当該源泉徴収税額に相当する金額を限度とする。)をした金額に相当する金額をもって、それぞれの当該主たる給与等に係る源泉徴収税額とする。

ハ イ及びロの給与特別控除額は、次の合計額とする。

- (イ) 三万円
- (ロ) 給与所得者の扶養控除等申告書に記載された一定の源泉控除対象配偶者で

④ 合計所得金額の見積額が四八万円以下である者又は一定の控除対象扶養親族等一人につき 三万円

イ 居住者の令和六年中に支払の確定した除の控除等

ロ イの年末調整特別控除額は次の合計額とする。

- (イ) 三万円
- (ロ) 給与所得者の配偶者控除等申告書に記載された一定の控除対象配偶者又は給与所得者の扶養控除等申告書に記載された一定の控除対象扶養親族等一人につき 三万円

⑤ 令和六年六月以後に支払われる公的年金

等に係る特別控除の額の控除等

イ 公的年金等で一定のものの支払を受け
る者である居住者の令和六年六月一日以
後最初に当該公的年金等の支払者から支
払を受ける同年分の所得税に係る公的年
金等に係る源泉徴収税額は、当該源泉徴
収税額に相当する金額から年金特別控除
額の控除（当該源泉徴収税額に相当する
金額を限度とする。）をした金額に相当
する金額とする。

ロ 年金特別控除額のうちイの控除をして
もなお控除しきれない部分の金額がある
ときは、当該控除しきれない部分の金額
を、当該居住者がイの最初に公的年金等
の支払を受けた日後に当該支払者から支
払を受ける令和六年分の所得税に係る公
的年金等に係る源泉徴収税額に相当する
金額から順次控除（それぞれの当該源泉
徴収税額に相当する金額を限度とする。）
をした金額に相当する金額をもって、そ
れぞれの当該公的年金等に係る源泉徴収
税額とする。

ハ イ及びロの年金特別控除額は、次の合
計額とする。

(イ) 三万円

(ロ) 公的年金等の受給者の扶養親族等申
告書に記載された一定の源泉控除対象
配偶者で合計所得金額の見積額が四八
万円以下である者又は一定の控除対象
扶養親族等一人につき 三万円

2 法人課税

(1) 事業適応設備を取得した場合等の特別償却
又は特別税額控除制度について、次の措置を

講ずることとする。

① 生産工程効率化等設備等に係る措置につ
いて、次の見直しを行う。（租税特別措置
法第一〇条の五の六改正（新たな事業の創
出及び産業への投資を促進するための産業競争
力強化法等の一部を改正する法律（国会二一三
閣法三三）施行日（政令三月内）施行）
イ 適用対象となる事業者を産業競争力強
化法等の一部を改正する等の法律の施行
の日から令和八年三月三十一日までの間に
された産業競争力強化法の認定に係る同
法に規定する認定事業適応事業者である
ものとする。

ロ 対象資産について、次の見直しを行
う。

(イ) 産業競争力強化法の認定の日から同
日以後三年を経過する日までの間に取
得等をすものとする。

(ロ) 需要開拓商品生産設備を除外する。
(ハ) 令和六年四月一日前に認定の申請が
された認定エネルギー利用環境負荷低
減事業適応計画に記載された生産工程
効率化等設備で同日以後に取得等をさ
れたものを除外する。

ハ 中小企業者（適用除外事業者に該当す
るものを除く）が事業の用に供した生
産工程効率化等設備の特別税額控除割合
を一〇〇分の一〇（エネルギーの利用に
よる環境への負荷の低減に著しく資する
一定のものについては、一〇〇分の一
四）とする。

(2) 環境負荷低減事業活動用資産等の特別償却
制度について、本制度の適用に関する政令委

任規定を設けた上、その適用期限を二年延長
することとする。（租税特別措置法第一一条
の四改正）

(3) 認定株式分配に係る課税の特例の適用期限
を四年延長することとする。（租税特別措置
法第六八条の二の二改正）

(4) 交際費等の損金不算入制度の適用期限を三
年延長することとする。（租税特別措置法第
六一条の四改正）

判例追補

●所得税法

第三五条

外貨取引に係る所得は、雑所得と譲渡所得のいずれに該当するか

1 (後記2の事案。原告が本件銀行の支店に開設した本件外貨預金口座と、同じく同銀行に開設した円普通預金口座との間で、米ドル建ての預金と円建ての預金との振替が行われ、出入金により為替差損益が生じていたところ、処分行政庁は、為替差損益について、雑所得と判断した上で、その計算上、申告漏れがあるなどとして更正処分等を行っていた) 貨幣とは、商品の価値尺度や交換手段として社会に流通するものを指すとおり、その性質に照らせば、貨幣自体の価値の増加又は減少を觀念することはできない(そして、この理解は、その貨幣が日本で強制通用力を有する円貨であるか、外貨であるかを問わず妥当する)。そうすると、為替差損益、すなわち外貨と円貨の交換により生じた損益も、当該外貨自体の価値の増減によるものではないこととなるから、譲渡所得の対象となる資産には該当せず、他の類型の所得にも該当しないため雑所得に区分される。(東京地判令5・3・9【令2行ウ三三三】)

第三八条

希少価値があり高額で取引されている自動車の

本条二項該当性

2 (処分行政庁が、原告の所得税等について、原告の所有していた車両が「使用又は期間の経過により減価する資産」(本条二項)に該当するとし、その譲渡所得の金額の算定上、取得価額から保有期間に係る減価の額を控除して取得費を計算し、増額更正処分等を行ったため、原告が当該処分の一部の取消しを求めた事案。原告は、本件車両がフェーラー社製で希少価値があり、高額で取引されていることから、「使用又は期間の経過により減価」しない資産であるなど主張) 本条二項柱書きにいう「家屋その他使用又は期間の経過により減価する資産」とは、法四九条一項の対象とされる減価償却資産(その意義及び範囲は、法二条一項一九号及び所得税法施行令六条各号に規定されている)の範囲と一致する。本条及び所得税法四九条の趣旨から、減価償却及び取得費控除の局面において、ある資産の価値が減少する程度の計算については、個々の資産に係る事象を捨象して類型ごとに行うことが前提とされている。これは、所得の算定方法を簡便かつ合理的な方法に統一し、課税の公平を図ることに資するという点でも、法の趣旨に適合合理的なものといえる。なお、非業務用資産の場合には減価償却に係る規定は存在しないが、本条二項の趣旨に鑑みると、非業務用資産においても、取得費控除については業務用資産と同様に取り扱うものとされている。そして、ある資産が、「使用又は期間の経過により減価」しない資産に該当するか否かの判断も、当該資産が、その属する類型において、社会通念上想定される本来的な目的・効用を前提に、当該目的・効用が期間の経過により減少していくか否かという点から行わ

れるべきであり、ただ、個別の資産につき、その価値が、当該類型の資産に求められる本来的な目的・効用とは異なる面に置かれていることが社会通念上確立しているといえるような例外的な場合に、これと異なる判断がされるにすぎない。

以上から本件車両について検討すると、本件車両A及びBのいずれについても、その価値が、当該類型の資産に求められる本来的な目的・効用とは異なる面に置かれていることが社会通念上確立しているといえるような例外的な場合には該当しないから、本条二項にいう「使用又は期間の経過により減価する資産」とし、取得費控除の対象となる。(東京地判令5・3・9前出1)

●租税特別措置法

第六六条の六

タックス・ヘイブン対策税制の適用判断につき、原審において法令の解釈適用に誤りがあるとされた事例

1 (X(被上告人)は、英領ケイマンの完全所有子会社二社(本件各子会社)から劣後ローンにより資金調達を行っていた。本件各子会社は、ケイマンの別のグループ会社Aに優先出資証券を発行して資金を得ていた。本件各子会社は、タックス・ヘイブン対策税制(租税法(平成二九年改正前) 本条第一項以下(本件委任規定) 上のXの特定外国子会社等に該当するため、本件各子会社の所得(適用対象金額)のうち、Xの所有割合に応じた部分(課税対象金額)は、本件各子会社の事業年度末の翌日から二

月を経た日にXの収益とみなされる。所有割合は「請求権勘案保有株式等」割合といい、本件委任規定を受けて租特法施行令（平成二九年改正前）三九条の十六第一項（本件規定）により、特定外国子会社等が請求権の内容が異なる株式等を発行している場合は、当該株主が請求権に基づき受け得る剰余金の配当等の額の割合を意味し、特定外国子会社等の「事業年度終了の時」の状況での割合が決められる。本件各子会社は、当該事業年度中にXから劣後ローンの元金金の返済を受け、Aに対し優先出資証券の発行価額と配当金を支払って同証券の償還を終えた。これにより本件各子会社の当該事業年度末日において、本件各子会社発行の株式等はXの普通株式のみとなったが、既に当該事業年度の本件各子会社の適用対象金額はAに配当済であったため、Xは、本件事業年度の確定申告上、請求権勘案保有株式等割合も課税対象金額もゼロとしていたところ、税務署長が更正処分等を行ったため、Xがその取消し等防止や課税要件の明確性の確保など、税負担の公平性実現という本件委任規定の目的に加え、本件委任規定において、課税対象金額の具体的な計算方法を別の規定に委任したのは、右計算方法が優れて技術的かつ細目的な事項であるためであり、内閣の専門技術的な裁量に委ねられているという点を説示した上で、本件委任規定において課税要件の明確性や課税執行面における安定性の確保が重視されており、事業年度終了の時という定め方は一義的に明確であること等を考慮すれば、個別具体的な事情にかかわらず基準時を設けることには合理性があり、本件規定の内容は、一般に、本件委任規定の趣旨に適合する。

もつとも、特定外国子会社等の事業年度の途中にその株主構成が変動し、配当時と事業年度終了時とで持株割合等に違いが生ずる事態は当然に想定される。また、外国子会社配当益金不算入（平成二七年改正前の法人税法二三条の二）がある以上、本件委任規定を課税繰延べ対処規定だと解することはできないから、本件に本件規定を適用することにより、本件委任規定が予定していない事態が生ずるとはいえない。加えて、本件各子会社の事業年度を優先出資証券の償還日の前日までとするなどの方法を採り、本件各子会社の適用対象金額が〇円となるようにする余地もあったから、本件規定の適用によりXに回避し得ない不利益が生ずるなどともいえない。よって本件規定を適用することが本件委任規定の委任の範囲を逸脱するものではない。（最判令5・11・6民集登載予定〔令4行ヒ二二八〕……Xの請求を認めた原審を一部破棄、自判。草野裁判官の補足意見がある）